

高齢者おむつ等給付事業の現状等について

1 目的

おむつを使用されている方におむつ又は尿取りパッド（以下「おむつ等」という。）を給付することにより、その世帯の経済的な負担を軽減し、福祉の増進を図る。

（根拠：あきる野市高齢者及び心身障害者（児）おむつ等給付事業実施要綱）

2 対象者、給付方法等

(1) 対象

市内に住所を有する65歳以上の高齢者で、おむつ等を使用している要支援1から要介護5までの方及び3歳以上の常時おむつ等を使用している身体障害者手帳2級以上の者又は愛の手帳2度以上の者。

ただし、介護保険法上の施設サービス（特別養護老人ホーム等）の利用者は除く。

(2) 給付方法

月額5,000円を限度として現物給付する。

(3) 給付の期間

おむつ等は、認定申請をした日の属する月から、受給資格が消滅した日の属する月まで給付する。

3 これまでの事業の経過

平成21年4月 高齢者おむつ支給事業実施（要介護3から要介護5まで）

平成24年4月 事業拡大（要支援1から要介護5まで）

4 利用者数及び給付の実績

(1) 利用件数

（単位：人）

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
要支援1	23	28	7	14	18
要支援2	49	60	33	41	55
要介護1	97	101	71	116	115
要介護2	105	109	103	142	143
要介護3	89	95	125	114	116
要介護4	59	69	105	86	110
要介護5	31	30	89	50	56
住所地特例	—	—	22	19	15
合計	453	492	555	582	628

※平成26年度及び平成27年度は申請日現在の要介護度により集計

※平成28年度から平成30年度までは、各年度末の要介護度により集計

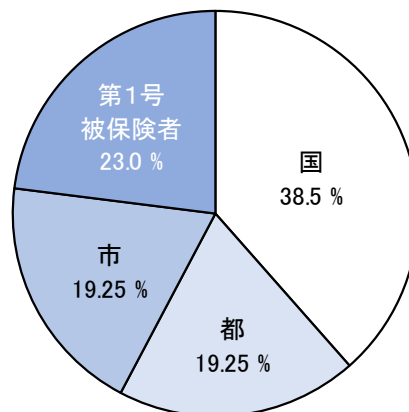
(2) 支給額

（単位：円）

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
合計	22,094,590	24,724,390	27,390,940	28,888,970	30,872,740

5 財源構成

地域支援事業費〈任意事業〉



6 国における取扱い等

地域支援事業における任意事業の「家族支援事業」のうち介護用品の支給に関しては、原則として任意事業の対象外とした上で、平成26年度時点で当該事業を実施していた場合に限り、当分の間、実施して差し支えない取扱いとしている。

平成30年度における市町村の検討状況は、支給要件の見直しを検討している市町村が約1/3、一般財源等他事業への移行を検討している市町村が約1/3であった。

各市町村に対しては、任意事業における介護用品の支給が例外的な激変緩和措置であることを踏まえ、引き続き対応を進められたいとされている。

7 多摩26市の状況

(1) 介護度の区分（現物給付及び現金給付の実施状況により集計）

要支援1～要介護5（★）	1市
要介護1～要介護5	2市
要介護3～要介護5	13市
要介護4～要介護5	6市
失禁状態又は寝たきり（要介護3相当）	4市

(2) 月額限度額（現物給付のみの実施状況により集計）

10,000円	1市
9,000円	1市
8,000円	5市
6,000円	3市
5,000円（★）	4市
4,000円	3市
数量による上限を設定	1市
上限なし	5市
その他	1市
現物給付なし	2市

※消費税等の千円未満を切り捨てて集計している。

※その他は、介護度で8,300円、5,000円、3,300円の段階あり。

(3) 所得の制限（現物給付のみの実施状況により集計）

所得制限なし（★）	16市
非課税世帯	7市
その他	1市
現物給付なし	2市

※その他は、介護度別で区分あり。

(4) 本人の自己負担割合（現物給付のみの実施状況により集計）

負担割合なし（★）	13市
1割負担	8市
2割負担	1市
介護保険の負担割合に準ずる	1市
その他	1市
現物給付なし	2市

※生計の中心となる方の所得に応じて変動

(5) 財源の対応（現物給付及び現金給付の実施状況により集計）

一般財源（市単独事業）	16市
介護保険特別会計（地域支援事業費）（★）	6市
一般財源と介護保険特別会計の併用	3市
特例給付利用（財源構成で第1号被保険者負担）	1市

（★）⇒あきる野市の実施方法

8 検討に当たってのポイント

現在の実施方法が例外的な激変緩和措置であることや地域支援事業の中でもおむつ等の給付額が占める割合が大きくなっていることなどを踏まえ、以下の点について、今後の方向性を検討する。

- (1) 支給対象とする要介護度の区分について
- (2) 給付の限度額について
- (3) 所得の制限について
- (4) 本人の自己負担割合について
- (5) (1)～(4)を変更する場合、その方法と複数年度のスケジュールについて